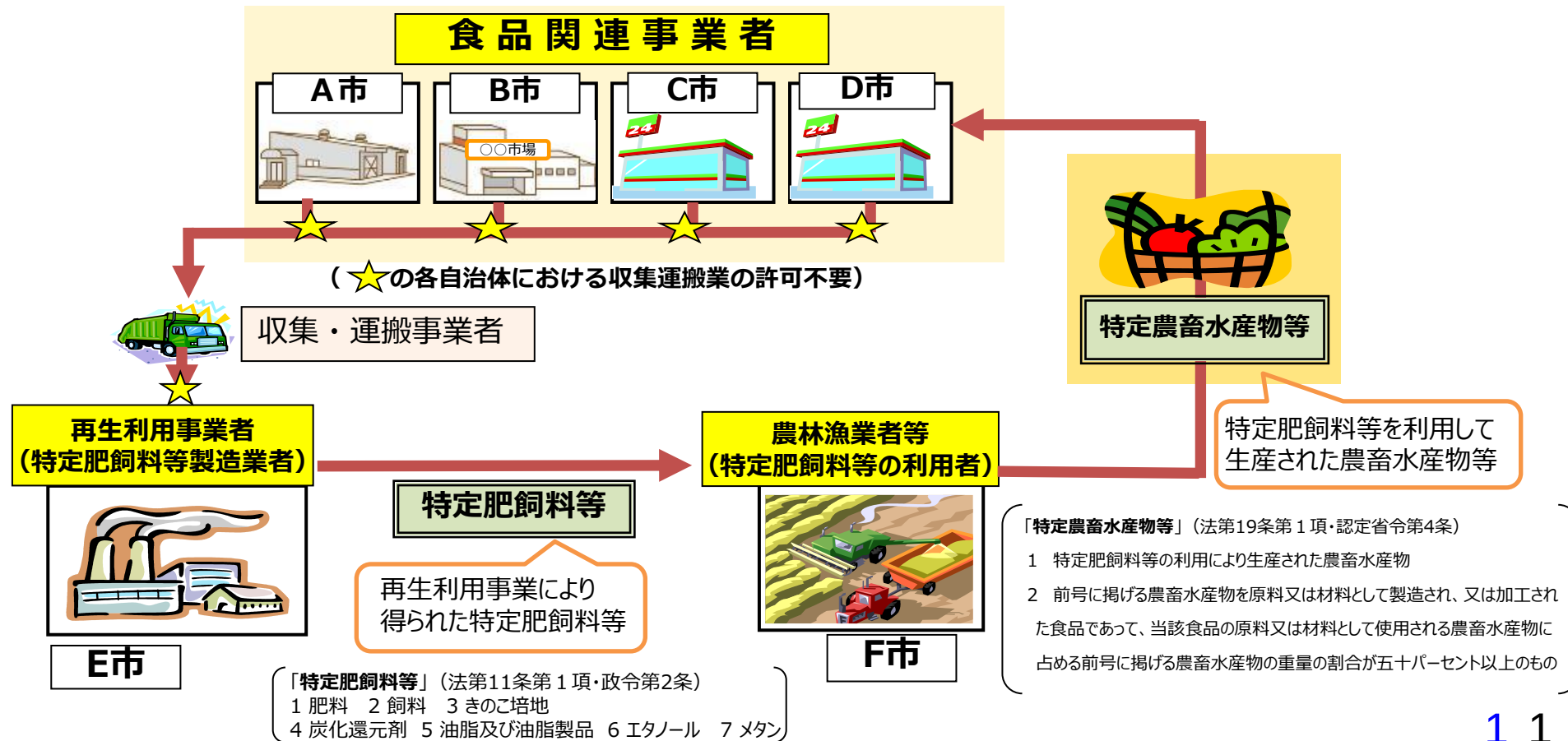


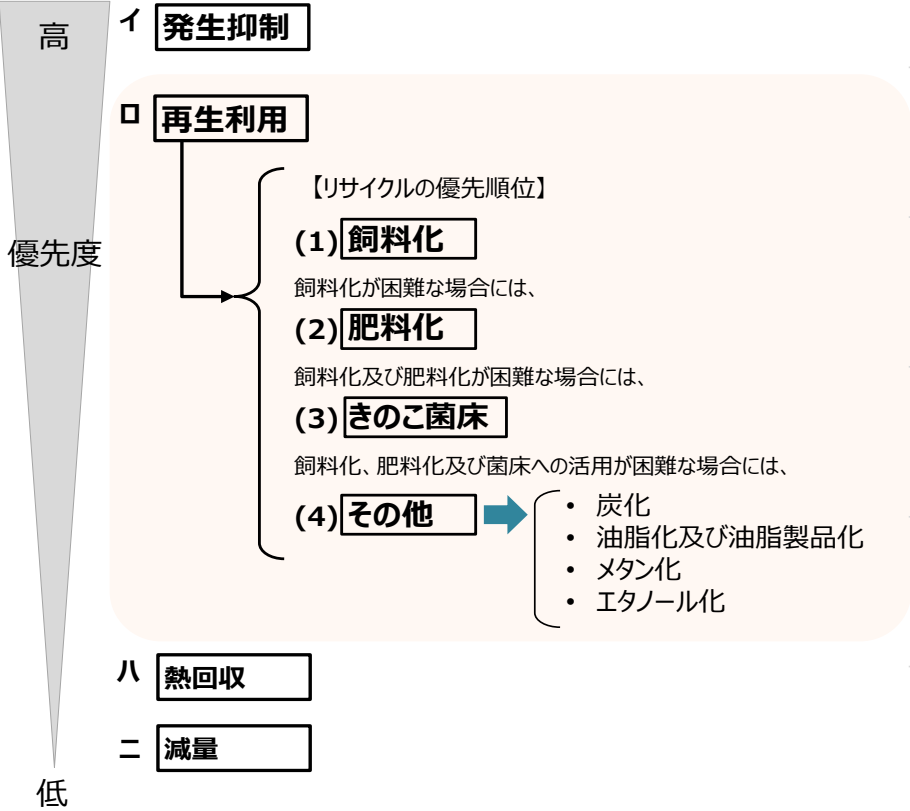
- ✓ 食品リサイクル法では、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等が共同して、食品関連事業者から発生する食品循環資源から肥料・飼料等（特定肥飼料等）を生産し、その肥飼料等を利用して生産された農畜水産物等（特定農畜水産物等）を食品関連事業者が利用する計画（再生利用事業計画）を作成し、主務大臣の認定を受けることができる仕組みを措置。
- ✓ 再生利用事業計画について認定を受けることにより、廃棄物処理法の特例（一般廃棄物の荷積み及び荷卸しに係る収集運搬業の許可が不要）その他特例等を活用することが可能。



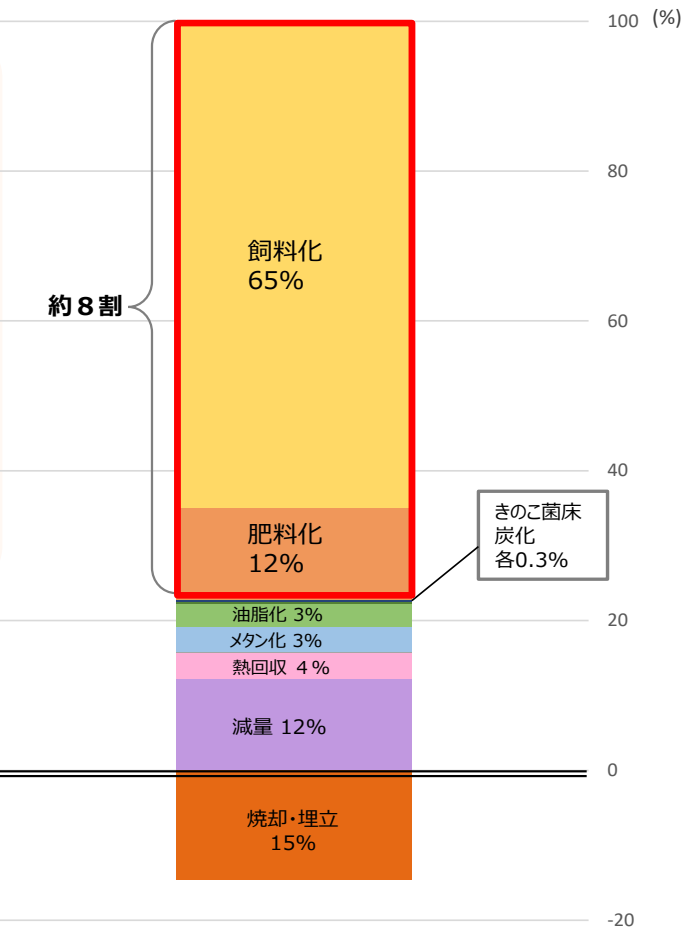
食品リサイクル法における再生利用等の手法に関する優先順位

✓ 食品循環資源の再生利用等の優先順位は、第一に発生抑制、第二に再生利用とされ、食品循環資源の有する成分や熱量を最も有効に活用できる手段である飼料化を第一に優先的に選択すること、飼料化が困難な場合は肥料化（メタン化の際に発生する発酵廃液等の利用を含む）を行うこと等が基本方針において定められている。

【基本方針における再生利用等の優先順位】



【食品産業における食品リサイクルの現状】



メタン化等のリサイクル手法により得られたエネルギーを対象とした食品リサイクルループについて

(食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会／中央環境審議会 循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会 合同会合での検討結果)

再エネTF委員要望（抜粋）（第16回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース会議資料 令和3年9月21日）

再生利用事業計画認定制度の再生利用に係る製品（特定肥飼料等）の対象に、メタン発酵を経て得られるエネルギーも含まれるよう制度変更を行うなど、エネルギー利用によるリサイクル・ループの認定が可能となるような措置を令和3年度内できるだけ早期に講じるべき



○合同会合（令和5年9月22日）資料（抜粋）

- これまで、再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用して生産された農畜水産物及びその加工品に限定しているのは、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる飼料・肥料化事業によりリサイクルを実施するという食品リサイクル法の基本方針に基づく優先順位を考慮したもの。

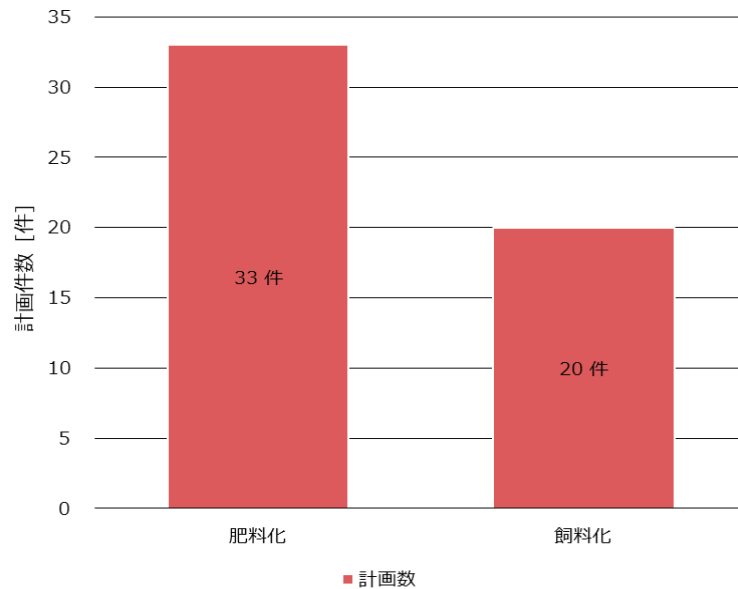
○今後の食品リサイクル制度のあり方について（令和5年12月18日 合同会合報告書）（抜粋）

メタン化事業により得られた熱・電気等のエネルギーを対象とした食品リサイクル・ループ計画については、引き続き認定を可能としないことが適当である。この理由として、既に肥飼料化が定着している食品循環資源までもメタン化に切り替えられ、基本方針に掲げる再生利用手法の優先順位と整合性がとれなくなるおそれがあること、また、メタン化事業により発生する副産物がリサイクル・ループ内で液肥として利用されない場合には、それらをリサイクル・ループの外で廃棄物として適正処理する必要があることが挙げられる。

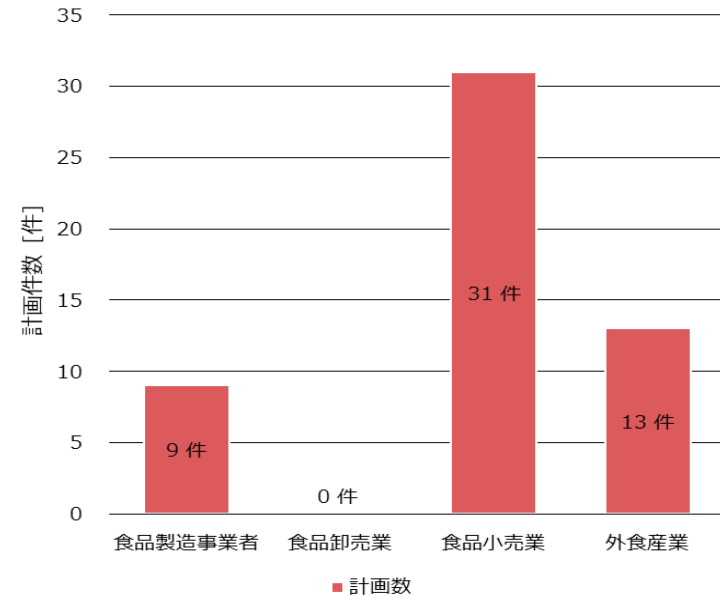
認定再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の現況

- ✓ 認定を取得している再生利用事業計画においては、**不均一な食品廃棄物等（期限切れ食品・弁当等、調理くず・残飯等）を排出する食品小売業、外食産業が参画し、飼料化、肥料化を実施している事例も多く存在。**
- ✓ 受け入れる食品循環資源には混入物が含まれる場合もあるが、前処理で除去する等が行われる。

■ 認定された計画の再生利用手法の内訳



■ 食品関連事業者の種類（代表的なもの※）

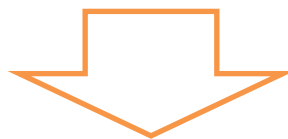


※リサイクルループは食品関連事業者が複数社で構築する場合もあるため、食品循環資源量が多いものを対象に集計している

今般のご提案への対応

福岡市のご提案

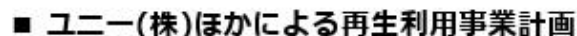
- ✓ 食品リサイクルループにプラスチック等の混入物を含む食品廃棄物も処理可能で電力を生み出すメタン化施設の活用も認定可とする。
- ✓ プラスチック等の混入物を含む食品廃棄物を出す外食産業や食品小売業が食品リサイクルループに取り組むことが可能となり、食品リサイクルの取組が一層加速する。



今後の対応

1. 食品リサイクルループ認定で食品小売・外食産業からの食品循環資源の飼料化・肥料化が多数行われている取組状況等を踏まえ、**食品リサイクル法の基本方針における優先順位の考え方**に鑑み、飼料化・肥料化を優先的に推進する観点から、**食品リサイクルループ認定において、飼料化・肥料化が可能な食品循環資源は、引き続き、飼料化・肥料化によるものを認定対象とする。**
2. 飼料化・肥料化が困難な食品循環資源を用いてメタン化し、メタン発電で得られた電気を利用して特定農畜水産物等を生産する取組を食品リサイクルループ認定の対象とすることの検討に関しては、優先順位の考え方に従い、**用いる食品循環資源が飼料化・肥料化困難なものであることを特定する基準等や、認定要件の確認方法などについて、令和7年度に国が調査・検討を行う。**これを踏まえ、必要に応じて食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、**令和8年度中に結論を得る。**

- ## 取組の概要



- [illegible]

6 6